


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 東大和市乳幼児医療費助成条例 東大和市義務教育就学児医療費助成条例			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 主な改正点					
平成29年4月1日に児童福祉法の一部（里親に関する規定）が改正されることに伴う、次に掲げる条例の規定中の引用条文の改正。					
<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年条例第31号）第2条第3項 ・東大和市乳幼児医療費助成条例（平成5年条例第39号）第3条第2項第4号 ・東大和市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年条例第8号）第3条第2項第4号 					
(2) 施行日					
平成29年4月1日					
(3) 影響及び効果					
影響なし。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月3日 児童福祉法の一部を改正する法律（平成29年4月1日施行）公布 ・平成28年9月2日 都の条例参考例の一部改正について、東京都から通知あり。 ・条例の案文については、文書課において審査済。 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成28年第4回東大和市議会定例会へ議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。